

# 重要事項説明書

(障害福祉サービス)

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	3
2. 事業所の概要	3
3. 事業所の職員体制	4
4. 主たる対象者	4
5. サービスの内容	4
6. 利用料金	4
7. サービスの利用方法	5
8. サービス利用に関する留意事項	6
9. 緊急時の対応方法	7
10. 虐待の防止について	7
11. 身体拘束の適正化について	7
12. 感染症対策について	8
13. 業務継続計画の策定について	8
14. この契約書に関する苦情・相談窓口	8

青葉区医師会 訪問介護ステーション  
当事業所は横浜市の指定を受けています  
(事業所番号 第 1413700582 号)



# 居宅介護 重要事項説明書

(令和6年 7月 1日現在)

## 1 事業者の概要

名称	一般社団法人 横浜市青葉区医師会
法人種別	一般社団法人
法人所在地	横浜市青葉区あざみ野2丁目31番地1
電話番号	045-511-7281
代表者氏名	代表理事 山本 俊夫
法人が所有する 営業所の種類・数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護ステーション ・訪問看護ステーション</li> <li>・居宅介護支援事業所 ・療養通所介護事業所</li> <li>・放課後等デイサービスなのはな</li> <li>・障がい児相談支援事業所ひまわり ・青葉区在宅医療連携拠点</li> <li>・横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点</li> <li>・青葉区休日急患診療所</li> </ul> <p style="text-align: right;">計9事業</p>

## 2 事業所の概要

事業所の名称	青葉区医師会 訪問介護ステーション
事業所の所在地	横浜市青葉区荏田北3-8-6
事業所の電話番号	045-910-2280
サービス提供地域	横浜市青葉区全域、緑区十日市場町・長津田みなみ台・西八朔・北八朔、都筑区荏田南・荏田東・荏田東町・あゆみが丘・すみれが丘・中川・牛久保町・牛久保・牛久保西・川和町・川和台・見花山・大丸・二の丸・葛が谷・茅ヶ崎南・茅ヶ崎中央、加賀原、川崎市宮前区全域、川崎市麻生区下麻生・王禅寺・虹ヶ丘
サービス提供曜日・ 時間	月曜日～日曜日 7時～23時（国民の祝日も含む） （12月29日～1月3を除きます）
事業所番号	1413700582 （平成24年6月1日指定）
運営方針	この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
自己評価の実施状況	有(年2回)
第三者評価の実施状況	無
職員への研修の 実施状況	月1回

### 3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	2	0	2	介護福祉士
ヘルパー	7	1	6.1	介護福祉士・初任者研修修了者
事務員	1	0	1	

### 4 主たる対象者

身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

### 5 サービスの内容

#### (1) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護 ② 排泄の介護 ③ 入浴の介護 ④ 通院介助（身体介護を伴う場合）
- ⑤ その他日常生活を営む為に必要な身体の介護

#### (2) 家事援助等に関する内容

- ① 調理 ② 洗濯 ③ 掃除 ④ 通院介助(身体介護を伴わない場合)
- ⑤ その他日常生活を営む為に必要な身体の介護

#### (3) 生活等に関する相談及び助言

その他の生活全般にわたる援助

### 6 利用料金

#### (1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。ただし、市区町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

月額負担上限額については、各市区町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

※事業者が利用者に代わり市区町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

#### (2) その他の料金

通院介助においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

#### (3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日 17 時までには事業者申し出て下さい。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日 17 時まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17 時まで申し出がなかった場合	介護報酬の 10 割

(5) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6) 支払方法

上記利用料金の支払いは、月末に請求を締め、原則として毎月 27 日に自動振替となりますので口座のお届けをお願いします。(27 日が金融機関稼働でない月は翌稼働日)

## 7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ア 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

イ サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

ウ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

ア 利用者が当事業者に対し終了を希望する 1 週間前までに文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。

イ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

ウ 利用者がサービス利用料金の支払いを 3 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10 日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

エ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。その場合は終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

オ 利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、事業者は直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

ア 利用者が施設に入所した場合

イ 利用者が亡くなった場合

## 8 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

(1) サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気・電話を含む）は無償で使用させていただきます。

(2) ご利用者様が感染症（例えば疥癬・ノロウィルス・インフルエンザ等、接触か飛沫による感染が疑われる場合）と診断された場合、訪問は1日の一番最後の時間帯とさせていただく場合がございます。

### (3) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

### (4) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療行為</li><li>② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり</li><li>③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受</li><li>④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供</li><li>⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）</li><li>⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）</li><li>⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為</li></ul> |
|--|

## 9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

### 【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

### 【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知（1年に1回以上）
- (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	管理者 大岡 由里子
-------------	------------

## 11 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
  - イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

## 12 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

## 13 業務継続計画の策定について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

## 14 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

お客様相談係	苦情受付窓口 (管理者)大岡 由里子 (統括管理者)岩間 慶子
電話番号	045-910-2280
受付時間	午前9時～午後5時

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

- ・苦情対応マニュアル作成及び研修の実施
- ・苦情対応の窓口設置
- ・利用者満足度調査の実施

当事業所以外に、横浜市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	横浜市健康福祉局相談調整課 (横浜市福祉調整委員会事務局)
電話番号	045-671-4045
受付時間	月～金 (祝日・年末年始は除く) 午前8時45分～12時・午後1時～午後5時

また、神奈川県社会福祉協議会に設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」においても市区町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	045-311-8861
受付時間	月～金 (祝日・年末年始は除く) 午前9時～午後5時



行政機関その他公共受付期間

青葉区役所 高齢・障害支援課	神奈川県横浜市青葉区市が尾町 31-4 TEL:045-978-2479 FAX: 045-978-2416 対応時間：9：00～17：00
緑区役所 高齢・障害支援課	TEL:045-930-2315 対応時間：9：00～17：00
都筑区役所 高齢・障害支援課	TEL:045-948-2306 対応時間：9：00～17：00
川崎市高齢者事業推進課 事業者指導係	TEL:044-200-2910
宮前区高齢障害課	TEL:044-856-3238
麻生区高齢障害課	TEL:044-965-5148

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

【事業者】 事業者名 一般社団法人 横浜市青葉区医師会  
住 所 横浜市青葉区あざみ野 2-31-1  
代表者名 代表理事 山本 俊夫 (印)

【事業所】 事業者名 青葉区医師会 訪問介護ステーション  
住 所 横浜市青葉区荏田北 3-8-6  
代表者名 説明者 (印)

契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受け、同意しました。

【利用者】 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

【代理人または立会人等】 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 個人情報使用同意書

事業者 青葉区医師会訪問介護ステーション

私と家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1 利用目的

- (1) 障害福祉サービスの提供のため
- (2) サービス提供にあたって利用者またはその代理人に対して確認連絡などを行うため
- (3) 当該利用者の福祉サービスの向上のため
- (4) 事業者の請求事務、事故等の報告のため
- (5) 福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成のため

## 2 個人情報の提供

事業所は、障害福祉サービスを円滑に提供するため下記の事業者、機関等へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 当該利用者のサービス担当者会議での連絡調整
- (2) 区福祉保健センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所等の関係機関との連絡調整
- (3) 法令に基づく場合

## 3 個人情報を使用する期間

居宅介護・重度訪問介護契約書の第2条に定める契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保存期間に相当する期間使用します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

利用者（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） \_\_\_\_\_ 印

（代理人または立会人等）

（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） \_\_\_\_\_ 印